

## 公益社団法人 砥粒加工学会奨励賞 規程

### 第1条（総則）

本学会に砥粒加工学会奨励賞を設ける（以下、奨励賞という）。

2 奨励賞は、先端的な加工およびその関連分野に関する優れた業績を上げた若手研究者・技術者に対して、その精進と努力に報い、将来の活躍と貢献を期待して贈賞する。

3 候補者とその業績は公募されるものとする。推薦は、自薦、他薦を問わない。

（1）当該年度の9月1日現在で38歳未満であること。

（2）「総則1－2」の分野において、既発表、未発表を問わず、まとまった研究業績あるいは開発業績があり、公開の場で発表できること。

4 贈賞は原則として若干名とし、該当する業績がない場合には、その年度は贈賞しない。

### 第2条（審査委員会）

奨励賞を審査する審査委員会を設ける。審査委員会に委員長1名、幹事1名、委員を10名前後おく。

2 委員長は理事会の議決により会長が委嘱する。特別の事情がない限り、学術委員会委員長がこれにあたる。

3 委員は審査委員長が推薦し、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

4 幹事は審査委員の中から委員長が指名する。

5 審査委員長は委員会を主宰し、7月までの理事会に審査結果を報告し、承認を得る。

### 第3条（審査基準）

以下の4項目とし、中でも独創性・新規性に重点を置くものとする。

（1）独創性・新規性

（2）工学的あるいは工業的有用性

（3）将来性・発展性

（4）熱意・努力度

但し、業績が研究論文の場合には、砥粒加工学会誌に既掲載、もしくは投稿中の論文が1編以上あることが望ましい。また、共著の場合は、候補者の寄与率も考慮して審査する。

### 第4条（表彰ならびに業績公表）

贈賞は毎年砥粒加工学会学術講演会の会期中に行うことを原則とする。

2 表彰は賞状および記念盾とする。

3 受賞者は受賞内容を発表する義務を負う。

### 第5条（規程の改廃）

この規程を改正または廃止する場合は、理事会の承認を得なければならない。

### 付 則

本規程は平成22年2月12日より準用を開始し、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

補足：公益社団法人の設立登記の年月日：平成22年9月1日

#### 改正暦

- (1) 平成22年 2月12日 理事会制定
- (2) 平成30年7月26日 第4回理事会で以下を承認。
  - (1) フォーマットの統一。
  - (2) 公益法人設立登記年月日の加筆。
  - (3) 第5条（規程の改廃）の追記。
- (3) 平成30年12月7日 第6回理事会で、第1条の「砥粒加工」を「先端的な加工」に変更。